

第3章 各教科

第1節 国語

1 改訂の趣旨及び要点

PISA2015(平成27年度実施)においては、情報化の進展に伴い、特に子供にとって言葉を取り巻く環境が変化する中で、読解力に関して改善すべき課題があることが、明らかになっている。また、全国学力・学習状況調査等においては、文における主語を捉えることや文の構成を理解したり表現の工夫を捉えたりすること、目的に応じて文章を要約したり複数の情報を関連付けて理解を深めたりすることなどに課題があることが明らかになっている。今回の改訂は、これらの課題を踏まえている。

2 目標及び内容

(1) 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- ② 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- ③ 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

(2) 内 容

ア 内容の構成の改善

(ア) 「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の3領域と〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕を、三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕という構成に改められている。

(イ) 「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」は、相互に関連し合いながら育成される必要があり、これらの育成において大きな原動力となるのが「学びに向かう力、人間性等」である。「学びに向かう力、人間性等」については、教科及び学年等の目標においてまとめられており、指導事項のまとめりごとには示されていない。

イ 語彙指導の改善・充実

語彙は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力を支える重要な要素であるため、語彙を豊かにする指導の改善・充実が図られている。各学年において、指導の重点となる語句のまとめりが示されるとともに、語句への理解を深める指導事項が系統化されている。

ウ 情報の扱い方に関する指導の改善・充実

話や文章に含まれている情報を取り出して整理したり、その関係を捉えたりすることが、話や文章を正確に理解することにつながり、また、自分のもつ情報を整理して、その関係を分かりやすく明確にすることが、話や文章で適切に表現することにつながるため、「情報の扱い方に関する事項」が新設され、「情報と情報との関係」と「情報の整理」の二つの系統に整理されている。

エ 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

ただ活動するだけの学習にならないよう、活動を通じてどのような資質・能力を育成するのかを示すため、〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、学習過程が一層明確化され、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項が位置付けられている。

オ 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実

「我が国の言語文化に親しみ、愛情をもって享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を小・中・高等学校を通じて育成するため、伝統文化に関する学習を重視することが必要である」とされており、「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」として整理するとともに、低学年に、言葉の豊かさに関する指導事項を追加するなど、その内容の改善が図られている。

カ 漢字指導の改善・充実

「児童の日常生活及び将来の社会生活、国語科以外の各教科等の学習における必要性を踏まえ、都道府県名に用いる漢字が『学年別漢字配当表』に加えることが適当である。」とされた。

学年別漢字配当表の第4学年には、都道府県名に用いる漢字25字が配当されている。新たに加えられた漢字20字（茨、媛、岡、瀉、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜）と、これまで第5学年に配当されていた漢字4字（賀、群、徳、富）及び、これまで第6学年に配当されていた漢字1字（城）である。

また、各学年における児童の学習負担に配慮して、32字の配当学年が移行された。具体的には、これまで第4学年に配当されていた漢字のうち21字（困、紀、喜、救、型、航、告、殺、士、史、象、賞、貯、停、堂、得、毒、費、粉、脈、歴）が第5学年に、2字（胃、腸）が第6学年に移行されるとともに、これまで第5学年に配当されていた漢字のうち9字（恩、券、承、舌、銭、退、敵、俵、預）が第6学年に移行された。

キ 学習の系統性の重視

小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化が図られている。

ク 授業改善のための言語活動の創意工夫

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような資質・能力を育成するかが指導事項に示され、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるよう

にする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめられている。

ケ 読書活動の充実

各学年において、国語科の学習が読書活動に結びつくよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項が位置付けられるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例が示されている。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。
- イ 各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で程度を高めて取り上げたりするなどして、弾力的に指導すること。
- ウ 各学年の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とし、必要に応じて、特定の事項だけを取り上げて指導したり、それらをまとめて指導したりするなど、指導の効果を高めるよう工夫すること。
- エ 障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- オ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第4章特別の教科道徳に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔知識及び技能〕に示す事項については、次のとおりに取り扱うこと。
 - (ア) 日常の言語活動を振り返ることなどを通して、児童が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫すること。
 - (イ) 理解したり表現したりするために必要な文字や語句については、辞書や事典を利用して調べる活動を取り入れるなど、調べる習慣が身に付くようにすること。
 - (ウ) 第3学年におけるローマ字の指導に当たっては、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること。
 - (エ) 他教科等の学習において必要となる漢字については、当該教科等と関連付けて指導するなど、その確実な定着が図られるよう指導を工夫すること。
 - (オ) 書写の指導については、文字を正しく整えて書くことができるようにするとと

もに、身に付けた書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。

イ 情報機器の活用に関する事項の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

ウ 学校図書館などの活用に関する事項の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りが無いよう配慮して選定すること。

(3) 取り上げる教材については、次の事項に留意するものとする。

ア 各学年の目標及び内容に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成を通して読書習慣を形成することをねらいとし、児童の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。

イ 「思考力、判断力、表現力等」の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれに掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

ウ 「思考力、判断力、表現力等」の「C読むこと」の教材の説明的な文章については、適宜、図表や写真などを含むものを取り上げること。

4 移行措置の内容

(1) 平成 30・31 年度の国語の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができる。

(2) 現行小学校学習指導要領による場合、平成 30・31 年度の第 4 学年並びに平成 31 年度の第 5 学年の指導に当たっては、新学習指導要領の学年別漢字配当表によることとする。

5 移行措置期間中の留意事項

国語科は目標及び内容を 2 学年まとめて示しているので、平成 31 年度の指導に当たっては、翌年度を見通して適切な指導計画を作成して指導し、平成 32 年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要がある。

6 特に配慮すべき事項

(1) 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（別紙参照）との関連を考慮すること。

(2) 言語能力の向上を図る観点から、外国語活動及び外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。